

区分	対象	平成30年度(今年度)在学中からの受給を希望する方【在学採用】	平成31年度(来年度)進学後からの受給を希望する方【予約採用】	貸与・給付月額
一般	高校 高専(1～3年生)	19人程度 (うち遺児 ^(※) 優先枠3人程度)	26人程度 (うち遺児 ^(※) 優先枠3人程度)	20,000円
	大学・短大 高専(専攻科) 高専(4・5年生)	9人程度 (うち遺児 ^(※) 優先枠3人程度)	20人程度 (うち遺児 ^(※) 優先枠3人程度)	40,000円
	専修学校	3人程度 (うち遺児 ^(※) 優先枠3人程度)		40,000円
第1種特別	大学		2人程度	100,000円
第2種特別	高校 高専(1～3年生)		10人程度	20,000円
	大学・短大 高専(専攻科) 高専(4・5年生)		2人程度	40,000円

※採用人数については、毎年変動する場合がありますのでご注意ください。
※高専3年生から高専4年生への進級は、予約採用(一般・第2種特別)の対象となりません。
(※)「遺児」とは、次の①～⑥のいずれかに該当する場合をいいます。なお、未婚・離婚により、父又は母がいない学生・生徒は、遺児の対象となりません。
① 父母が死亡した学生・生徒
② 父又は母が死亡した学生・生徒
③ 父又は母に引き続き1年以上遺棄されている学生・生徒
④ 父又は母の生死が引き続き3か月以上明らかでない学生・生徒
⑤ 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている学生・生徒
⑥ 父又は母が引き続き1年以上行方不明となっている学生・生徒

8 その他

- ・他団体の育英奨学制度と併用できます。
- ・毎年度末に進級調査を行い、進級していないことが判明した場合は、次年度の貸与等を停止します。

【参考情報】平成31年度に募集する奨学生(予定)				
※採用人数については、毎年変動する場合があります。 この募集内容は確定したものではありません。参考としてご覧ください。				
区分	対象	平成31年度 在学中からの受給を希望する方【在学採用】	平成32年度 進学後からの受給を希望する方【予約採用】	貸与・給付月額
一般	高校 高専(1～3年生)	10人程度 (うち遺児優先枠3人程度)	26人程度 (うち遺児優先枠3人程度)	20,000円
	大学・短大 高専(専攻科) 高専(4・5年生)	18人程度 (うち遺児優先枠3人程度)	20人程度 (うち遺児優先枠3人程度)	40,000円
	専修学校	3人程度 (うち遺児優先枠3人程度)		40,000円
第1種特別	大学		2人程度	100,000円
第2種特別	高校 高専(1～3年生)		10人程度	20,000円
	大学・短大 高専(専攻科) 高専(4・5年生)		2人程度	40,000円

【問い合わせ先】 学校教育課 (八戸市庁 本館5階) 電話:0178-43-9457(直通)
(土・日・祝日を除く 8:15～17:00)

平成30年度 八戸市奨学生募集要項

八戸市教育委員会

八戸市奨学金条例(昭和30年八戸市条例第12号)に基づく奨学生を、次により募集します。
なお、各種大学校、太学院、通信教育、海外の大学等は対象となりません。

1 応募資格

保護者が八戸市内に現在まで引き続き2年以上(本年6月末日まで途切れることなく2年以上)住所を有する世帯に属し、各奨学金のそれぞれの項目にすべて該当する方

- 一般奨学金(貸与型)
- ① 心身ともに健康であること。
 - ② 経済的な理由により学資の支払いが困難であること。
 - ③ 学業成績が優秀であること(評定平均が3.0以上。ただし、高校予約採用については、評定平均が3.5以上。)
 - ④ 学校教育法に定める大学・短大・高等専門学校(以下「高専」という。)・高校に在学中又はこれらの学校に平成31年度から進学しようとする人
 - ⑤ 専修学校(専門課程に限る。1年課程を除く。)に在学中の人

- 第1種特別奨学金(償還免除型)
- ① 心身ともに健康であること。
 - ② 生活保護世帯又は生活保護に準ずる世帯(市民税非課税世帯、市民税所得割非課税世帯、所得税納付免除の世帯)に属する人
 - ③ 学業成績が特に優秀であること(評定平均が4.5以上)。
 - ④ 高校又は高専の3学年に在学し、平成31年度から学校教育法に定める大学(短大除く)に進学しようとする人

- <第1種特別奨学金の償還免除条件>
- (1) 在学期間中、教育長に対して年2回状況報告書を提出すること。
 - (2) 在学期間中、年1回市内の中学校で講話などの奉仕活動を行うこと。
- ※(1)及び(2)の条件をいずれも満たした場合に限り、第1種特別奨学金が償還免除となります。一度でも条件を満たさなかった場合は、奨学金が償還免除とならず、卒業後1年据え置いてから20年以内で全額償還となります。

- 第2種特別奨学金(給付型)
- ① 心身ともに健康であること。
 - ② 経済的な理由により学資の支払いが困難であること。
 - ③ 学業成績が優秀であること(評定平均が4.0以上)。
 - ④ 高専・高校・中学校に在学し、学校教育法に定める大学・短大・高専・高校に平成31年度から進学しようとする人

2 返済方法

- ① 貸与終了後、1年据え置いてから返済開始となります。
ただし、辞退や退学等の場合は、貸与終了後1年据え置かず翌年度の4月からすぐに返済開始となります。
- ② 返済期間は10年以内となります。
- ③ 無利子ですので、貸与総額の分を返済していただくことになります。

3 応募手続き

次の書類を整え、学校教育課へ提出してください。
なお、申請書に添付する課税証明書等については、発行後3か月以内のものを添付してください。

- 一般奨学金・第2種特別奨学金
- ① 奨学生採用申請書：健康診断について、健康上の事由により修学上支障があるか否かを基準として判定し、修学上支障のない者を選考の対象とします。在学中の学校

で行った定期健康診断の写しを添付する場合は、健康診断の欄の記入を省略することができます。

② 奨学生推薦書：在学中の学校から記入していただきます。
現在在学中でない方は、前在学校から記入していただきます。

③ 家庭状況書：現在の家族・家計の状況を記入してください。

④ 保証人承諾書：保証人は、別生計の人としてください。

⑤ 課税証明書：(a) 父母が共にいる場合は、父母双方の平成30年度の課税証明書
(b) 父母がいずれか一方しかない場合は、申請者の父又は母の平成30年度の課税証明書
(c) 父母いずれもない場合は、父母に代わって申請者の生計を維持する人の平成30年度の課税証明書

○平成29年の収入、所得及び課税状況を確認するため、課税証明書が必要となります。
ただし、課税資料閲覧取得同意書に署名・捺印いただいた場合は、課税証明書の提出を省略することができます。

<課税資料閲覧取得同意書に署名・捺印が必要な方>
(a) 父母が共にいる場合は、父母双方の署名・捺印
(b) 父母がいずれか一方しかない場合は、申請者の父又は母の署名・捺印
(c) 父母いずれもない場合は、父母に代わって申請者の生計を維持する人の署名・捺印

○課税証明書が必要となる場合
課税資料閲覧取得同意書に署名・捺印された場合でも、次の事由に該当する場合は、課税証明書を提出していただく必要があります。
(a) 平成30年1月1日現在、八戸市以外に住民登録していた方
→住民登録をしていた自治体の発行する課税証明書を添付してください。
(b) 未申告や修正申告等で収入、所得及び課税状況が確認できない場合
→学校教育課担当から保護者様にご連絡いたしますので、平成30年6月29日(金)までに課税証明書を提出してください。

※期限までに提出されない場合は、申請を受け付けることができませんので、ご注意ください。
・課税証明書は、資産税課、南郷事務所、各市民サービスセンターで取得できます。
・市・県民税が特別徴収(給与からの天引き)以外の方の課税証明書は、平成30年6月11日(月)以降の発行となります。
・課税証明書を代理の方が申請する場合は、夫婦・親子であっても委任状が必要となります。
・課税証明書の申請窓口に来られる方の本人確認をしております(運転免許証、健康保険証等をご用意願います。)

⑥ 成績証明書：現在在学中でない方や1年生の場合は前在学校のもの(全学年分)、2年生以上の場合是在学校のもの(前年度までの全学年分)。(②に添付すること。)

⑦ その他：遺児(下記「7 平成30年度の募集内容」(※)参照)に該当する方は、その状態を証明する書類(本人の戸籍謄本(全部事項証明書))

※過去の第2種特別奨学金(給付型奨学金)採用状況

年度	平成27年度	平成28年度	
区分	高校	大学	高校 大学
募集人数	10人	2人	10人 2人
採用人数	11人	6人	15人 7人

篤志家の方々から多額のご寄附がありましたので、募集人数に対して採用人数を大幅に増やすことができました。

○第1種特別奨学金

① 奨学生採用申請書：健康診断について、健康上の事由により修学上支障があるか否かを基準として判定し、修学上支障のない者を選考の対象とします。学校で行った定期健康診断の写しを添付する場合は、健康診断の欄の記入を省略することができます。

② 奨学生推薦書：在学中の学校から記入していただきます。

③ 家庭状況書：現在の家族・家計の状況を記入してください。

(2/4)

④ 保証人承諾書：保証人は、別生計の人としてください。

⑤ 生活保護受給証明書又は課税証明書：生活保護を受けている方については、生活保護受給証明書の写しを添付してください。
生活保護に準ずる世帯に属している方については、生計を同じくする18歳以上の方全員の課税証明書を添付してください(学生は不要)。ただし、課税資料閲覧取得同意書に署名・捺印した場合は、課税証明書の提出を省略することができます。なお、平成30年1月1日現在、八戸市以外に住民登録していた方は、住民登録をしていた自治体の発行する課税証明書を添付してください。
また、課税資料閲覧取得同意書に署名・捺印された場合でも、未申告や修正申告等で収入、所得及び課税状況が確認できない場合は、学校教育課担当から保護者様にご連絡いたしますので、平成30年6月29日(金)までに課税証明書を提出してください。
※期限までに提出されない場合は、申請を受け付けられませんので、ご注意ください。

⑥ 成績証明書：在学中の学校のもの(前年度までの全学年分)。(②に添付すること。)

●併願について

一般奨学金、第1種特別奨学金及び第2種特別奨学金を同時に申し込むことはできますが、各奨学金の貸与又は給付を同時に受けることはできません。

例:現在高校3年生の場合

今回申請	一般奨学金 (高校在学)	一般奨学金 (大学予約)	第1種特別奨学金 (大学予約)	第2種特別奨学金 (大学予約)
採用内容	採用 (今年度貸与)	どれか一つで採用 (来年度から貸与又は給付)		

申請書類については、次のように取り扱います。

申請書類	一般	第1種特別	第2種特別
奨学生採用申請書・奨学生推薦書・ 家庭状況書・保証人承諾書	原本	原本	原本
課税証明書・生活保護受給証明書・ 課税資料閲覧取得同意書・成績証明書	原本1部、他はコピー可		

4 保証人の資格

① 連帯保証人は、八戸市に住所を有する本人の父母、兄弟又はこれに代わる人で、奨学金償還の責任を負うことができる人となります。

② 保証人は、本人及び連帯保証人とは別生計の八戸市に住所を有する独立して生計を営む人で、連帯保証人と共に償還の責任を負うことができる人となります。ただし、保証人になることができる人のうちに、八戸市内に住所を有する人がいない場合に限り、市外に住所を有する人を保証人とすることができます。

5 応募受付期間

平成30年5月21日(月)から平成30年6月15日(金)まで

・郵送の場合は、最終日消印有効

・窓口持込の場合は、期間内必着【窓口受付時間】土・日・祝日を除く8:15～17:00

※期間を過ぎてしまったものについては、受付することができませんのでご注意ください。

6 選考・貸与

① 選考は、第一次(書類)審査と第二次(本人面接)審査で行います。
なお、第1種特別奨学金の申請者は、第二次審査で本人面接の前に小論文審査があります。

② 第一次合格者には、7月中旬ごろに面接の日時を通知します。
(本人の面接審査は、7月下旬ごろに行いますので、日程を確保してください。)

③ 最終合格者については、8月中旬に通知します。

④ 奨学金は年2回(4月・8月)に分けて貸与します。
※在学採用者の場合、採用年は8月末に4月振込分も併せて貸与します。

(3/4)